

地域公共交通を維持するための財源の確保と支援の拡充について

東海部会提出
説明担当 四日市市

(理由)

地方の鉄道やバスなどの地域公共交通は、通勤、通学、買物、通院など市民の生活に欠かすことのできない移動手段であるが、人口減少や少子高齢化の進展などにより、その維持は年々厳しくなっている。

こうした状況に対応するため、地方公共団体が先頭に立って、関係者の合意の下で、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図るよう、平成 26 年に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正された。

については、地方公共団体が取り組む、地域公共交通ネットワークの再構築に係る、下記の事項について、特段の配慮を強く要望する。

記

- 1 鉄道事業再構築実施計画に基づく、車両設備などの鉄道施設の整備に係る補助スキーム（国 1 / 3、地方自治体 1 / 3、鉄道事業者 1 / 3）を堅持するとともに、第三種鉄道事業者が行う車庫の整備や遮断機などの予備品の購入など安全運行に必要となる経費についても補助の対象とするなど、将来にわたり、地方鉄道が安定して存続できるよう、支援制度の拡充を図ること。
- 2 まちづくりと一体となった地域公共交通ネットワークの再構築を進めるためには、立地適正化計画に位置付けた拠点駅における交通結節機能や歩行空間の整備等について、国の確実な支援が得られるよう、必要な財源を確保するとともに、計画策定段階での支援を拡充すること。